

# 景観計画の位置付け

資料 1

現行（自主的な取り組み）

景観行政団体に移行  
(H27. 11. 1. 移行済)

景観法活用（自主的な取り組み+法に基づく取り組み）

**明石市都市景観条例（平成4年制定）**  
・法に基づかない自主項目を定めた条例

改正

**明石市都市景観条例**  
・自主項目に加え、景観法による委任項目を含めて、条例を改正

市都市景観条例に基づき策定

市都市景観条例に基づき策定

**明石市都市景観形成基本計画**  
・平成6年制定、平成22年改定  
・市の景観形成施策の方向性や理念を示した行政計画  
○景観まちづくりの理念  
「個性豊かで美しい都市景観を守り、育て、創る景観形成」  
○景観まちづくりの目標  
①自然にやさしい景観形成  
②歴史をつなぐ景観形成  
③市街地がうるおう景観形成  
④生活に溶け込む景観形成  
○景観類型別基本方針

継続

**明石市都市景観形成基本計画（改定せず）**

基本計画の考え方を受け、  
景観法に基づき策定

**景観計画**  
・景観法に基づく取り組みを行うために策定する法定の実施計画  
【法定必須事項】  
・景観計画区域  
・行為の制限に関する事項  
・景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針  
【法定選択事項】  
・屋外広告物の行為の制限に関する事項  
・景観重要公共施設に関する事項  
・良好な景観の形成に関する方針（定めることが望ましい事項）